

国名	ベトナム
公的年金の体系	<p style="text-align: center;">公務員・民間被用者 その他の高齢者</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>保険料負担 (1995年以前の公務員の 年金受給者は全額国庫負担)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>国庫負担</p> </div> </div>
被保険者	<p>社会保険</p> <p>(1) 強制加入被保険者 公務員及び民間企業の被用者</p> <p>(2) 任意加入被保険者 被用者でない自営業者など</p>
保険料率（2022年）	<p>社会保険</p> <p>(1) 強制加入被保険者 被保険者 8%，事業主（公務員の場合は政府）14% 公務員の最低賃金月額～公務員の最低賃金月額の20倍の個別の俸給・報酬月額に対して賦課</p> <p>(2) 任意加入被保険者 被保険者 22% 地方の貧困線～公務員の最低賃金月額の20倍の個別の自己申告の収入月額に対して賦課</p>
支給開始年齢	<p>社会保険</p> <p>(1) 強制加入被保険者 原則として、男子60歳女子55歳 軍人、警察官は5歳早く支給される。 職業能力の損失の程度や、一定年数の過酷な条件下での労働などの条件によって5年から10年の年金の早期受給が可能となる特例がある。</p> <p>(2) 任意加入被保険者 男子60歳女子55歳</p> <p>税制による無拠出年金 80歳 その収入や世帯の条項に応じて、60歳～79歳</p>
基本給付額	<p>社会保険</p> <p>(1) 強制加入被保険者</p> <p style="margin-left: 20px;">① 民間被用者 年金</p> <p style="margin-left: 40px;">保険料を拠出した全ての期間の平均賃金月額（賃金の再評価は消費者物価上昇率による）に、75%を上限とする以下の給付乗率を乗じて計算</p> <p style="margin-left: 40px;">男性：45% + 2% × (20年を超える保険料拠出年数)</p> <p style="margin-left: 40px;">女性：45% + 2% × (15年を超える保険料拠出年数)</p> <p style="margin-left: 40px;">年金のスライド：消費者物価指数と経済成長率（GDP成長率）の平均によるスライド</p> <p style="margin-left: 40px;">早期退職：1年につき年金額を2%減額</p> <p style="margin-left: 40px;">最低保障額：公務員の最低賃金</p> <p style="margin-left: 20px;">一時金</p> <p style="margin-left: 40px;">給付乗率が75%を超える場合 (75%を超えた年数) × 0.5 × 平均賃金月額</p>

<p>基本給付額</p>	<p>年金が支給されない場合 $(\text{平均賃金月額}) \times ((2014\text{年以前の保険料拠出年数}) \times 1.5 + (2014\text{以降の保険料拠出年数}) \times 2)$</p> <p>② 公務員 民間被用者に準じる ただし、平均賃金月額の計算方法が制度加入の年によって段階的に変化。 例えば、 1995年以前に制度加入した者 最低賃金の上昇により再評価された最終5年の平均賃金月額 1995年から2000年に制度加入した者 最低賃金の上昇により再評価された最終6年の平均賃金月額 2025年以降に加入した者 民間制度加入者と同じ 消費者物価上昇率で再評価した保険料を拠出した全ての期間の平均賃金月額</p> <p>(2) 任意加入被保険者 保険料と年金の計算となる収入が自己申告制であることを除き、受給時の年金の計算方法、年金の改定方法などは、民間被用者と同じ</p> <p>無拠出年金（月額） 60歳～79歳 405,000ドン（給付の必要があり、家族から支援を受けずに一人で住んでいる場合） 80歳以上 540,000ドン 60歳以上で所得能力を81%以上喪失している場合 675,000ドン 60歳以上で、給付の必要があり、所得能力を81%以上喪失している場合 1,080,000ドン</p>
<p>給付の構造</p>	<p>(1) 社会保険 所得比例年金</p> <p>(2) 無拠出年金 年齢と収入や世帯の状況に応じた定額給付</p>
<p>所得再分配</p>	<p>あり</p> <p>(1) 社会保険 1年間の保険料拠出に対する給付乗率が、拠出年数の少ない時に高いので、保険料拠出年数の多い者から少ない者への所得再分配が生じる。 女性の給付乗率が高く、支給開始年齢も低いので、男性から女性への所得再分配が生じる。 最低年金額による、年金の低い者への所得再分配がある。</p> <p>(2) 無拠出年金 税制によるため高所得者・社会保険の適用者などから、無拠出年金の受給者への所得再分配がある。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>(1) 社会保険 部分積立方式</p> <p>(2) 無拠出年金 全額国庫負担による賦課方式</p>

<p>国庫負担</p>	<p>(1) 社会保険 ① 公務員 政府の被用者としての保険料（給与の14%） 1995年以前に年金を受給した公務員の給付の全額 ② 民間被用者 原則なし 保険料と所定の国庫負担によって、社会保険基金によって給付を賄うことができない場合には、公務員・民間被用者にかかわらず、国庫負担により賄う。これは法定されているが、今まで国庫負担により赤字を解消したことはない。</p> <p>(2) 無拠出年金 全額国庫負担（無拠出年金）</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>(1) 社会保険 公務員の最低給与</p> <p>(2) 無拠出年金 年齢と収入や世帯の状況に応じた定額給付</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>制度上は80歳以上の国民については、原則無年金者は存在しないが、80歳以上の高齢者の6割程度しか受給していないとの調査報告がある。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>不明</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>被保険者・年金受給者に対する照会は、VSS事務局およびコールセンターで受付。</p>

(山端 浩・国際労働事務局企業局グローバル労災計画上級政策顧問)

ベトナムの年金制度

山端 浩（国際労働事務局企業局 グローバル労災
計画上級政策顧問）

1. 制度の特色

ベトナムの年金制度は、公務員を含む被用者に対する強制加入の公的年金制度、強制加入対象者に含まれない自営業者等に対する任意加入制度、60歳から79歳までで一定の所得などの要件を満たす国民および80歳以上で、拠出制の公的年金制度から給付を受けていない全国民を対象とする無拠出年金制度からなる。強制加入・任意加入の公的年金制度は、その俸給・賃金を基礎として保険料を徴収し、俸給・賃金および保険料納付年数を基礎として年金を計算する、給付建ての社会保険制度である。

1995年以前は公務員のみが一般財源により年金の給付を受けていたが、1995年から民間の被用者も制度の適用を受けるようになった。しかしながら、当初は年金の計算の基礎となる俸給・賃金の計算や、年金支給開始後の年金額の改善に大きな違いがある上に、民間被用者の適用は1995年からなので、支給される年金額に大きな格差があった。また、1995年からは、それまでの無拠出制の公務員年金と異なり、民間被用者を含む拠出制の年金制度としたが、公務員については年金の受給要件やその計算式は無拠出制のものを受け継いだため、年金支給開始年齢が低いことや、給付の算定がかなり寛大なものであったため、将来の高齢化を見据えると、長期持続性には問題があった。

2006年の社会保険法の成立により、それまで異なる政令などにより規定されていた社会保険のいろいろな給付について包括的に規定が行われるようになった。年金制度については、保険料率が段階的に引き上げられることとなった。また、2008年より、公務員・民間被用者といった強制適用者に加えて、自営業者などが任意加入できるようになった。

2014年12月に公布された社会保険法では、将来の高齢化への対応、官民格差の縮小、男女の平等などに配慮し、経過措置を含め段階的に、年金の受給要件、計算式などを変更することが盛り込まれた。

公務員・被用者などの社会保険の強制適用者・自

営業者などの社会保険の任意適用者以外の高齢者の所得保障は、租税を財源として、60歳から79歳までは、所得・資産調査やその世帯状況に基づき、また、80歳以上の高齢者には、その全員に定額の年金が支給される。なお、障害などの状況に応じて、その他の者よりも高い年金を受け取ることができる。

2. 沿革

(1) 公務員・民間被用者に対する年金制度

ベトナムにおいては、1947年に社会保障制度が創設されたが、当初は公務員のみを対象としていた。ベトナムは、1986年からドイモイ（刷新）制度に基づき、社会主義の枠内での市場主義経済の導入を行ってきた。市場主義経済の発展には、民間労働者の育成、また、労働条件の整備が急務であり、1995年に公務員に加え、民間の被用者にも年金制度が適用された。1995年以前は、公務員に対する年金は、一般財源から賦課方式で全額賄われていたが、公務員・民間被用者に対して、政府を含む使用者が俸給・賃金の10%、被用者が5%の保険料を負担することとなった。この保険料率は段階的に引き上げられ、現在は、政府を含む使用者が14%、被用者8%、合計22%となっている。

(2) 自営業者等に対する任意加入制度

2006年の社会保険法の成立により、2008年から自営業者を含む任意の者が保険料を拠出することにより、年金制度に加入することができるようになった。保険料は、地方の貧困線以上で公務員の最低給与の20倍以下の任意の額を収入として申告し、その22%が保険料となる。

(3) 税制による高齢者年金制度

社会保険制度が徐々にその適用を拡大しているが、いまだにその適用率はまだ低い。ベトナムが急速に高齢化する中、高齢者の貧困を削減するため、上述の社会保険制度に加えて、社会保険給付を受給できない高齢者に対して、税財源の年金が年々、その対象を拡大し、また、額を改善してきている。2000年の制度の発足当時は、90歳以上の者のみを対象としていたが、現在では、社会保険給付がない80歳以上の者全員とおおよび60歳以上の者については、その資

産状況や世帯状況に基づき、無拠出年金が支給されている。

3. 制度体系の概要

(1) 公務員・民間被用者に対する年金制度

公務員と民間被用者は、社会保険制度の強制適用の対象であり、年金制度については、政府を含む使用者が俸給・賃金の14%、被用者が8%を負担する。強制適用を受ける民間被用者は、最低1か月以上の契約のある被用者であり、家内就業者、農業・漁業従事者、塩製造従事者、一般公務員、協同組合・労働組合の就業者、警察・軍人、共同体・区・郷のパートタイム労働者、ベトナムで合法的に就業している一部の外国人労働者が含まれる。

2019年時点で、加入者数は、警察・軍人を含む公務員が400万人、民間被用者が1,100万人、合計1,500万人である。下記の自営業者に対する任意加入制度の被保険者を加えても、労働力人口の概ね4分の1程度しか社会保険制度の適用を受けていない。年金受給者については、2016時点で65歳以上の男性の26%、女性の12%しか社会保険による年金を受給していないと推計されている。

年金の受給要件は、原則として、20年以上の保険料拠出が必要で、年金支給開始年齢は男性60歳、女性55歳であり、同時に被保険者の退職が必要である。しかしながら、15年以上過酷な労働条件下で働いた者、就業能力の損失の程度が61%以上の者は、5年早く年金を受給することができる。また、軍人・警察官については、労働条件や障害程度について特別な条件なしに5年早く年金を受給できる、及び15年以上過酷な労働条件下で働いたものはさらに5年早く年金を受給できるなどの早期退職制度がある。これらは、ベトナムの他にモンゴルなど、かつて社会主義国であった国の年金制度によくみられる特色であり、ベトナムの場合は、かつて乱用の問題などもあり障害年金を廃止したことなどから、いくつかの早期退職制度がいまだに存続している。

保険料拠出年数が20年に満たないなどで年金を受給できない場合は、一時金が支給される。

保険料拠出が15年以上ある被保険者、早期退職年金を含む老齢年金受給者が死亡した場合は、60歳以上の寡夫、55歳以上の寡婦であり、収入が公務員の

最低賃金を下回る者、18歳未満の孤児、収入が公務員の最低賃金を下回る両親、義理の両親などが、遺族年金を受け取ることができる。

(2) 自営業者等に対する任意加入制度

自営業者を含む、社会保険の強制適用を受けていない者は、地方の貧困線以上で公務員の最低給与の20倍以下の任意の額を収入として申告し、その22%が保険料となる。2019年の任意適用者は57万人であり、強制適用を受けている被保険者に比べその数は非常に少ない。その受給要件、給付の計算については、障害などの特別な条件のない民間被用者とほぼ同じである。

(3) 税制による高齢者年金制度

社会保険による給付を受け取ることのできない高齢者は、80歳以上は原則として全員、60歳から79歳の者については、その収入や世帯の状況に応じて、税制による無拠出年金を受け取ることができる。

2016年時点で、社会保険による年金受給者を含めれば、80歳以上の高齢者は原則として全員年金を受給できるはずであるが、年金受給を申請しない者が多く存在し、社会保険による年金給付者を含めた全ての年金受給者は80歳以上の高齢者の6割程度にとどまっている。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 公務員・民間被用者に対する年金制度

① 民間被用者

退職年金の給付月額は、保険料を拠出した全ての期間の平均賃金月額に、75%を上限として、男性については45%に加え、20年を超える1年の保険料拠出年数につき2%の給付乗率、女性については45%に加え、15年を超える1年の保険料拠出年数につき2%の給付乗率を乗じて計算される。平均賃金月額の基礎となる保険料を拠出した年の賃金は、消費者物価指数の変動により再評価された後に足し合わされて、その平均が年金の計算基礎となる平均賃金月額となる。

就業能力の喪失により早期退職する場合には、年金額が早期退職1年につき2%減額される。

最低年金は、公務員の最低給与である。

年金は、消費者物価指数と経済成長率（GDP成長率）の平均を基礎として増額される。

また、計算された給付乗率が75%を超える場合は、75%を超えた年数に、0.5と平均賃金月額を乗じた額が一時金として支払われる。

年金が支給されない場合の一時金の額は、平均賃金月額に、2014年以前の保険料拠出年数の1.5倍、2014以降の保険料拠出年数の2倍を加えた数を乗じて計算される。

② 公務員

計算は民間被用者に準じるが、1995年以前に制度加入した者については、給付の計算の基礎となる平均賃金月額を平均する期間が最終5年であり、賃金の再評価は最低賃金の上昇によって行われる、1995年から2000年に制度加入した者については、給付の計算の基礎となる平均賃金月額を平均する期間が最終6年であり、賃金の再評価は最低賃金の上昇によって行われる、といった様に、公務員については平均期間と再評価の仕方が経過措置を含めて細かく決まっており、2025年以降に加入した者については、民間制度と同様に、平均賃金月額を平均する期間は全保険料納付期間、賃金の再評価は消費者物価指数によって行われる。財政問題に寄与し、官民格差の解消を行うために、経過措置を含め段階的に改正を行ったものである。

(2) 自営業者等に対する任意加入制度

保険料と年金の計算となる収入が自己申告制であることを除き、受給時の年金の計算方法、年金の改定方法などは、民間被用者と同じである。

(3) 税制による高齢者年金制度

60歳から79歳については、給付の必要があり、家族から支援を受けずに一人で住んでいる場合に月額405,000ドン、80歳以上の場合は社会保険による年金給付を受けていなければ540,000ドン、60歳以上で、所得能力を81%以上喪失している場合には675,000ドン、60歳以上で、給付の必要があり、所得能力を81%以上喪失している場合には、1,080,000ドンが毎月支給される。

5. 負担、財源

(1) 公務員・民間被用者に対する年金制度

年金の保険料率は、賃金（下限は公務員の最低賃金、上限は公務員の最低賃金の20倍）の22%であり、被保険者が8%、政府を含む事業主が14%をそれぞれ負担する。ただし軍人については、政府が22%の全額を負担し、被用者の負担はない。

なお、1995年以前に退職した公務員については、その給付の全額を政府が負担する。日本では、こうした負担は公経済負担、追加費用と呼ばれている。また、その理論に従えば、1995年以降に退職した公務員の年金のうち、1995年以前の勤務期間にかかる年金額についても政府が負担すべきであり、ベトナム政府もこれを承知しているが、現在までこの部分について政府負担が行われたことはない。

(2) 自営業者等に対する任意加入制度

年金の保険料率は、被保険者が申告した賃金（下限は公務員の最低賃金、上限は公務員の最低賃金の20倍）の22%であり、被保険者が全額負担する。

(3) 税制による高齢者年金制度

給付の全額が、一般財源の負担である。

6. 財政方式、積立金の管理運用

(1) 公務員・民間被用者に対する年金制度

1995年以前は、公務員のみに対し年金が支給され、その財政は全額税負担による完全賦課方式であったが、1995年の改正により、公務員・民間被用者を対象とする部分積み立て方式の年金に移行した。

運用については、社会保障機関（VSS）が年金を含む社会保険、医療保険、雇用保険の資金を一体的に運用しており、運用は政府債、政府への貸付、ベトナム中央銀行の格付けによる優良銀行への預金・社債などとなっている。2019年末において、86%が政府債、残りの14%が銀行への貸付となっている。

(2) 自営業者等に対する任意加入制度

財政方式は部分積立方式であり、資金は公務員・民間被用者に対する制度と一体的に運用されているが、会計上、任意加入制度は独立して計上されている。

る。

(3) 税制による高齢者年金制度

全額税財源による、完全賦課方式であり、積立金を保有しない。

7. 制度の企画、運営体制

制度の企画は、労働・障害・社会福祉省（MOLISA）、制度の運営は、ベトナム社会保障機関（VSS）が行っている。社会保障基金のもとには、三者構成（政府・使用者・被用者）の委員会がある。財政再計算については法律上明文規定がないが、ILOや世銀が再計算を行い、老齢給付の見直し、支給開始年齢および保険料率の段階的引上げなどの提言を行った。

8. 最近の動き

ベトナムは、急激な少子化に直面しており、将来的には日本や韓国などのアジアの先進国に続いて、少子高齢問題に直面することは避けられない見通しであり、高齢化とその問題への対処は重要な政治問題であると認識されている。

ベトナムの社会保険による年金制度は、その前身が全額政府の一般財源による警察官・軍人を含む公務員の年金制度であり、公務員年金の性格上、高い給付乗率、最終数年間の給与を基礎とした年金給付、早期退職を含む低い退職年齢、特に女性の5年間早い退職年齢など、長期的には財政問題のみならず、労働力の有効活用といった観点からも、かなり大幅な改正が要求されることは必至であった。

ILOや世銀といった国際機関のみならず、学識経験者をはじめとする国内の有識者からもいろいろな指摘があり、2006年改正で保険料を段階的に引き上げ、2014年改正では、年金の計算の基礎となる、平均賃金を計算する期間や過去の賃金の再評価、給付乗率、既裁定年金の改定方法など、他の先進国が行った制度改正を参考としながら、大幅な給付構造の改正が行われた。しかしながら、ごく一部の早期退

職年金の支給開始年齢の引上げをのぞき、支給開始年齢の引上げには本格的に手が付けられておらず、また、給付乗率がまだ高いことと相まって、将来さらなる制度改正が必要となると思われる。

財政問題は、ここ20年ほどの制度改正もあり、また、民間被保険者の加入増などが期待できれば、すぐに顕在化する恐れはないが、いまだに社会保険の加入者が労働力人口の4分の1程度にとどまっていることを考えると、今後の急速な高齢化に対処するための適用拡大は急務である。

社会保険の任意加入の推進の動きにかかわらず、いまだに任意加入者の数は少ない。現在、また、将来の高齢者の貧困削減という観点から捉えて、無拠出年金が徐々に拡充されてきているが、本来全員が受給しているべき80歳以上の高齢者についても6割程度しか受給しておらず、また、額についても年々引き上げられてきているとはいえ、貧困線などから見ても、極めて少額であることは明白である。もちろん国家財政の安定的な運営からも、一般財源による年金の拡充については慎重に検討する必要はあるが、高齢化の進展に伴った政策立案の重要性は日に日に高まっている。

.....

主な参考文献

Government of Viet Nam: the Law on Social Insurance No. 16/2014/L-CTN
 Social Security Programs Throughout the World Asia and Pacific 2018 (SSA)
 Pension at a Glance Asia / Pacific 2018 (OECD)
 A comprehensive old age pension system for Viet Nam, 2018 (ILO)
 Summary note on options for the design of a multi-tier pension system in Viet Nam, 2019 (ILO)
 Viet Nam Report to the government Actuarial valuation as at 31 December 2019 of retirement and survivorship benefits administered by Viet Nam Social Security (ILO, to appear)
 A Vision for the 2030 Social Protection Systems in Viet Nam, 2019 (World Bank)